

無料職業紹介事業の業務の運営に関する規程

KOBE無料職業紹介所（(公財)神戸市産業振興財団）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人神戸市産業振興財団が運営するKOBE無料職業紹介所（(公財)神戸市産業振興財団）（以下「本所」という。）が行う無料職業紹介事業の業務を適切に運営するために必要な事項を定めたものです。

第2章 求人

（求人受付範囲）

第2条 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反している場合又は賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

（求人の申込み方法）

第3条 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接本所に訪問されて、所定の求人票により申し込んでください。直接本所に訪問することができない場合は、Web サイト、電子メール、ファックス又は郵便で申し込んでも差し支えありません。また、申込み後に、本所の職員等が求人者に訪問等により、求人内容等についてヒアリングする場合があります。

（申込みの事前明示）

第4条 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示することができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第3章 求職

（求職受付範囲）

第5条 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込み内容が法令に違反している場合は受理しません。

（求職の申込み方法）

第6条 求職の申込みは、本人又はその代理人が本所に電話又は電子メールで予約のうえ、履歴書を持参して直接本所に訪問し、個別面談を受けた後、所定の求職票により申し込んでください。

第4章 紹介

（求職者への迅速な紹介）

第7条 求職者には、職業安定法第2条に規定する職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるようできる限りお世話します。

（求人者への紹介）

第8条 求人者には、その希望に適合する求職者をできる限りお世話します。

(求職者への雇用条件の開示)

第9条 紹介に際しては、求職者に対し、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合は、電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示することができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。

(求職者の求人者への紹介)

第10条 求職者を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますので、その紹介状を持参して求人者の所へ行っていただきます。なお、必要に応じて、本所の職員が求職者に同行します。

(責任ある紹介)

第11条 いったん求人及び求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

(あっせん業務の中立性)

第12条 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている間は、求人者に求職者を紹介しません。

第5章 その他

(苦情に対する迅速な対応)

第13条 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

(報告のお願い)

第14条 雇用関係が成立した場合は、本所に対し、求人者及び求職者の双方から報告してください。また、紹介されたにも関わらず雇用関係が成立しなかった場合も、同様に報告してください。

(個人情報の適正な取扱い)

第15条 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は別に定める個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

(紹介に当たっての差別的な取扱いの禁止)

第16条 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導及び紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業及び労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行いません。

(取扱職種の種類等)

第17条 本所の取扱職種の範囲等は、別表のとおりです。

(業務運営規程に関する質問への対応)

第18条 本所の業務の運営に関する規定は以上のとおりですが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されるため、ご不審の点は職員に詳しくお尋ねください。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

別表

取扱地域	求人者：兵庫県内の事業所
取扱職種 (平成 23 年版 厚生労働省編 職業分類表に おける中分類)	0 3 法人・団体の管理職員
	0 5 研究者
	0 7 開発技術者
	0 8 製造技術者
	0 9 建築・土木・測量技術者
	1 0 情報処理・通信技術者
	1 1 その他の技術者
	2 5 一般事務の職業
	2 6 会計事務の職業
	2 7 生産関連事務の職業
	2 8 営業・販売関連事務の職業
	3 1 事務用機器操作の職業
	3 2 商品販売の職業
	3 4 営業の職業
	4 9 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）
	5 0 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
	5 1 生産設備制御・監視の職業（機械組立）
	5 2 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
	5 4 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
	5 7 機械組立の職業
	6 0 機械整備・修理の職業
	6 1 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）
	6 2 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
	6 3 機械検査の職業
	6 4 生産関連・生産類似の職業
	7 0 建設躯体工事の職業
	7 1 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）
	7 2 電気工事の職業
	7 3 土木の職業

無料職業紹介事業に関する個人情報適正管理規程

KOBE無料職業紹介所（(公財)神戸市産業振興財団）

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人神戸市産業振興財団（以下「財団」という。）が運営するKOBE無料職業紹介所（(公財)神戸市産業振興財団）（以下「本所」という。）が行う無料職業紹介事業で取り扱う個人情報を適正に管理するために必要な事項について定めたものである。

（責任者と担当職員）

第2条 個人情報を取り扱う本所の職員の範囲は、財団の商業・ものづくり支援部ものづくり支援課に所属する職員とし、個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者の商業・ものづくり支援部長 内藤 利幸 とする。

（職業紹介責任者の責務）

第3条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う前条に記載する本所の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

（個人情報の開示請求への対応）

第4条 個人情報を取り扱う本所の職員は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致する場合は、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は、求職者等への周知に努めることとする。

（苦情処理の適切な処理とその担当職員）

第5条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合は、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理を行うものとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者の商業・ものづくり支援部長 内藤 利幸 とする。

（財団の個人情報保護規程等の準用）

第6条 本所が行う無料職業紹介事業で取り扱う個人情報の管理及び手続きについては、この規程のほか、財団が定める「個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程運用要綱」を準用する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。